

山梨県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

1 背景及び目的

山梨県におけるニホンジカによる農林業被害は約1億3千8百万円に上り、従来生息していなかった亜高山帯・高山帯にもその生息域を拡大しており、食圧・踏圧により自然植生への影響が顕在化している。

県では第二種特定鳥獣管理計画を策定し、令和2年度末の県内推定生息数を34,039頭（22,645頭～54,613頭の中央値）とし、別途年度別実施計画を定め、捕獲対策に取り組むこととしている。

鳥獣保護管理法の一部改正により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、県が実施主体となり、捕獲が困難である高標高域におけるニホンジカの集中的な捕獲を推進する必要がある。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
八ヶ岳鳥獣保護区	令和4年4月1日～令和5年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和4年4月1日～令和5年3月15日
甲斐駒鳥獣保護区	
白鳳鳥獣保護区	
御岳鳥獣保護区	
大菩薩鳥獣保護区	
秩父連峰鳥獣保護区	
小金沢鳥獣保護区	
三ツ峠鳥獣保護区	
富士山北鳥獣保護区	
身延山鳥獣保護区	
県民の森鳥獣保護区	
旭日丘鳥獣保護区	
山中湖鳥獣保護区	
篠井山鳥獣保護区	

（注）原則として1年以内とし、年度をまたいても構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
八ヶ岳鳥獣保護区	北杜市（八ヶ岳山麓一帯）	<p>鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護・繁殖を図ることを目的として設定しているため、近年、シカの採食による自然植生の劣化が顕著である。</p> <p>特に当該鳥獣保護区については、県内においても高標高域に位置していることから、捕獲困難地帯であり、シカの生息密度も高く、生態系への影響が深刻化しているため。</p>	八ヶ岳中信高原国立公園（自然公園法）
甲斐駒鳥獣保護区	北杜市（南アルプス国立公園一帯）		南アルプス国立公園（自然公園法）
白鳳鳥獣保護区	韮崎市、南アルプス市、北杜市、南巨摩郡早川町（南アルプス国立公園一帯）		南アルプス国立公園（自然公園法）
御岳鳥獣保護区	甲府市、甲斐市（御岳昇仙峡一帯）		秩父多摩甲斐国立公園（自然公園法）
大菩薩鳥獣保護区	甲州市（甲州市塩山大菩薩嶺一帯）		秩父多摩甲斐国立公園（自然公園法）
秩父連峰鳥獣保護区	甲府市、山梨市、北杜市、甲州市、北都留郡丹波山村（奥秩父連峰山梨県側一帯）		秩父多摩甲斐国立公園（自然公園法）
小金沢鳥獣保護区	大月市		
三ツ峠鳥獣保護区	都留市、南都留郡富士河口湖町（三ツ峠一帯）		
富士山北鳥獣保護区	富士吉田市、南都留郡富士河口湖町・鳴沢村（富士山北麓一帯）		
身延山鳥獣保護区	南巨摩郡身延町（身延山久遠寺一帯）		
県民の森鳥獣保護区	南アルプス市（南アルプス市櫛形山一帯）		
旭日丘鳥獣保護区	南都留郡山中湖村（山中湖村旭日丘）		富士箱根伊豆国立公園（自然公園法）
山中湖鳥獣保護区	南都留郡山中湖村		富士箱根伊豆国立公園（自然公園法）
篠井山鳥獣保護区	南巨摩郡南部町		

(注) 1. 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。

2. 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。

3. 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。

4. 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国立公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。

5. 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
山梨県全域 (14 実施区域)	捕獲数 2,850 頭 (個体数削減に有効なメスの捕獲を優先する) (南アルプスエコパーク内でのシカによる自然植生への影響に対する対応強化のため、白鳳鳥獣保護区内における管理捕獲数の努力目標を 300 頭とする)

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法

(1) 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
山梨県全域 (14 実施区域)	銃猟、わな猟 ※銃猟においては、非鉛弾の使用に努める。 ただし、非鉛弾を使用できない場合は、確実に仕留められる個体のみを射撃し、捕獲個体については、鳥類等に摂取されないよう鉛弾を回収するなど、生態系に影響を与えないような適切な方法で処分するよう捕獲従事者への指導を徹底する。	1,400 回程度

(注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

(2) 作業手順

【関係者との調整】

必要に応じ、関係市町村との協議や利害関係人からの意見聴取を行うとともに、隣接県等との連携については、必要に応じて協議会を設立するなどして、連携方法等の検討を行う。

特にわな猟において、土地所有者の了解の上、わな架設を行うこととし、また安全性への配慮、錯誤捕獲予防、見回りの徹底等について十分留意し、ツキノワグマ及びニホンカモシカが錯誤捕獲された場合は原則放獣を行うこと。

【捕獲等の実施】

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲等を実施する。

【安全管理】

受託者が下記の安全管理を講じるよう適切に監督する。

①安全教育、訓練等の実施

②安全管理体制の構築

【捕獲等をした個体の回収・処分方法】

自家消費又は適切に埋設するなど、適切に処分する。なお、捕獲確認のため尾の回収を行うこと。

【捕獲情報の収集及び評価】

受託者から、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所、捕獲個体のサイズ、妊娠の状況等を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業評価を行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】 山梨県

【実施方法】 委託

【委託の範囲】 ニホンジカの捕獲

【想定される委託先】 県猟友会及び認定鳥獣捕獲等事業者

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・事業実施に当たっては、十分に周知を行い、事故等の発生がないよう万全を期す。
- ・わな猟を行う場合は、規定の標識を設置すること。
- ・必要であれば事業実施区域周辺に注意看板等を設置し、山菜採りや登山等で入山した住民の安全を確保する。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・発砲回数を必要最小限にする等、静穏の保持に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・生態系に影響のない捕獲後の処理方法を徹底する。
捕獲個体について、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、持ち帰り自家消費又はやむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。
地形上(谷間)又は地面凍結などの事情により、回収又は適切な埋設ができない場合などやむを得ない事情がある場合は、放置を認める。ただし、この場合であっても、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、放置場所が人目につくような場所である場合、土を被せるなどの配慮を行うとともに、銃猟で鉛弾を使用する時は、鉛弾は回収するものとする。
- ・捕獲個体の利活用にあたっては、受託者が利益を得ることがないよう、捕獲個体は無償提供とする。
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業として実施することを踏まえ、火薬類取締法に基づく実包等の譲受け一定数量以上は、許可が必要であるため、適切に行うこと。
- ・認定鳥獣捕獲等事業として実施することを踏まえ、鳥獣保護管理法第18条の5の基準に適合すること。特に従事者にあつては基準に適合する損害保険に加入すること。

(2) 事業において配慮すべき事項

・特になし